「仏頭部すげ替え]事件

「事件の概要]

原告は、観音像の頭部をすげ替えて公衆の閲覧に供した被告らに対し、原告の同一性保持権を 侵害すると主張した。当該観音像には、原告の名前が制作者として記されていたが、原告が当該 仏像の著作者であるとする推定が覆された。

また、原告は観音像の著作者の遺族であるところ、被告らによる仏頭部のすげ替え行為は、当該著作者の同一性保持権を侵害するとして、著作権法116条1項、115条に基づき、すげ替え前の仏頭部への原状回復が認容された。

[事件の表示、出典]

平成21年5月28日判決(東京地裁平成19年(ワ)第23883号) 知的財産権判例集HP

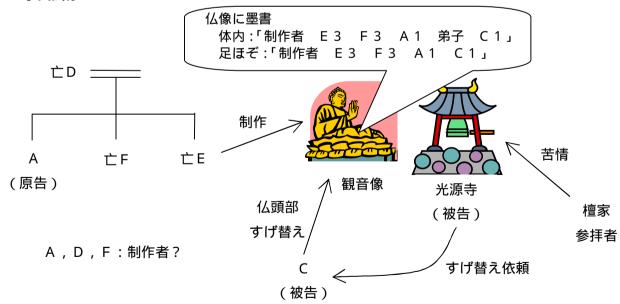
[参照条文]

著作権法14条、60条、113条6項、115条、116条1項

[キーワード]

著作者の推定 同一性保持権 人格的利益 訂正

1 事実関係



被告光源寺の依頼に応じて亡E等が観音像(原観音像)を制作した後、被告光源寺は、被告 Cに依頼して、原観音像の仏頭部をすげ替え、すげ替え後の観音像(本件観音像)を公衆の閲 覧に供した。

原告は、原観音像の仏頭部をすげ替えた光源寺に対して、

著作権法112条1項、115条、113条6項に基づき、又は、

亡D及び亡Eの遺族として116条1項、112条1項、115条に基づき、

本件観音像の仏頭部を制作当時の仏頭部に原状回復するまでの間、本件観音像を一般公衆の観覧に供することの差止め

著作権法113条6項、112条2項、115条に基づき、又は、

亡D及び亡Eの遺族として116条1項、112条2項、115条に基づき、

本件観音像の仏頭部を制作当時の仏頭部に原状回復すること

被告ら両名に対して、

原告の著作者人格権侵害(みなし侵害を含む)の不法行為に基づく損害賠償請求 著作権法115条、亡D及び亡Eの遺族として116条1項、115条に基づき、 名誉又は声望を回復するための適当な措置としての謝罪広告

を、それぞれ請求した。

2 争点

原告が原観音像の著作者であるか

~ を前提とするため、省略

原告は、亡D及び亡Eの遺族として、仏頭部を原状回復するまでの間の本件観音像を公衆の観覧に供することの差止め、及び、原状回復そのものを求めることができるか

原告は、亡D及び亡Eの遺族として、名誉又は声望を回復するための適当な措置としての 謝罪広告を求めることができるか

3 裁判所の判断

(1)争点 (原告が著作者か否か)について(判決文48頁以下)

…仏像彫刻においては、仏像の体内や足ほぞに制作者の実名又は雅号を墨書きすることは、著作者名の通常の表示方法であることが認められる。本件原観音像の体内(躯体の内部)には、「制作者 E3 F3 A1 弟子 C1」との墨書が、また、本件原観音像の足ほぞには、「制作者 E3 F3 A1 C1」との墨書きが施されている。

しかし、他方で、…原告が本件原観音像の著作者と推定されることを妨げる証拠がある。 被告 C 2 は、…昭和 6 2 年 5 月ころ本件原観音像の木彫作業を開始し、平成元年 9 月半ばに その仕上げ作業を完了したが、この間に原告が本件原観音像の制作に関与したことはない、… 旨供述している。

そして、 …各写真が撮影された平成元年10月当時、本件原観音像はその細部まで彫り上げられた状態にあったことがうかがわれること、 先代住職は、…本件原観音像の制作状況の確認等のため本件工房を訪れたが、E4が入院中の平成元年6月14日を除き、原告と会ったことがなく、…先代住職が本件工房を訪れた際に撮影された各写真には、原告が写っていないこと、 証人K2の供述中には、…原告は本件原観音像の制作作業に関与していないと思う旨の供述部分があること、 被告光源寺代表者(B3)の供述中には、…本件原観音像の制作状況の確認等のため本件工房を訪れた際、原告を見かけたことはない、原告は、目の修繕以外に、本件原観音像の制作に全く関与していない旨の供述部分があること、 平成元年10月10日を最後に、先代住職及びB3が本件原観音像の制作状況の確認等のため本件工房を訪れることはなかったことに照らすならば、…被告C2の上記供述部分は、信用することができる。

これに対し原告は、...その作業内容及び作業経緯については具体的な供述をしていないこと、前記(ア) の各写真の内容に照らすならば、原告が平成元年10月から平成2年3月12日までの間に行った仕上げ作業が、本件原観音像の制作についての創作的な関与にあたるものとまで認めることは困難である。

そうすると、…墨書きから、著作権法14条により、原告が本件原観音像の著作者と推定されるということはできない。

(2)争点 (原状回復の可否)について(判決文54頁以下)

ア 原状回復請求について(116条1項、115条)

…1 1体の化仏が付された仏頭部が、著作者である E 4 の思想又は感情を本件原観音像に表現する上で重要な部分であることは明らかである。そうすると、本件原観音像の仏頭部のすげ替えは、本件原観音像の重要な部分の改変に当たるものであって、 E 4 の意に反するものと認められるから、… E 4 が存しているとしたならばその著作者人格権(同一性保持権)の侵害となるべき行為(著作権法 6 0 条本文)に該当するものと認めるのが相当である。

原告は、本件原観音像の著作者であるE4の弟であって、E4の「遺族」(著作権法116条1項)に当たるから、同条項により、E4について故意又は過失により同法60条に違反する行為をした者に対し、同法115条の請求をすることができる。

同条は、その文言上、著作者が、故意又は過失によりその著作者人格権を侵害した者に対し、「著作者であることを確保」するために適当な措置、「訂正」するために適当な措置又は「その他著作者の名誉若しくは声望を回復」するために適当な措置の3類型の措置を請求することができることを定めたものと解され、「その他著作者の名誉若しくは声望を回復」するために適当な措置とは別類型である「訂正」するために適当な措置を請求するに当たっては、

著作者の名誉又は声望が毀損されたことを要件とするものではないと解される1。

そして、著作者人格権(同一性保持権)の侵害行為により改変された著作物の原作品を侵害前の原状に回復することは「訂正」に当たり、その必要性及び実現可能性があれば、著作者は、「訂正」するために適当な措置として、当該原状回復を請求することができるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、 … 1 1 体の化仏が付された仏頭部が、著作者である E 4 の 思想又は感情を本件原観音像に表現する上で重要な部分であること、 … E 4 が存している としたならばその著作者人格権(同一性保持権)の侵害となるべき行為を行ったものであり、被告光源寺には故意又は過失があること、 仏頭部のすげ替え後の本件観音像は本件観音堂 内に祀られ、参拝者等の公衆の観覧に供されており、それが E 4 の意に反することは明らか であること、 本件原観音像から取り外した仏頭部(すげ替え前の仏頭部)は、被告らによってその原形のままの状態で保管されており、これを本件観音像に取り付けてすげ替え前の 本件原観音像の状態に戻すことは可能であること(弁論の全趣旨)を総合すれば、本件観音像について、…原状回復することの必要性及び実現可能性があるものと認められる。

イ 公衆の観覧に供することの停止請求(116条1項、115条)

原状回復そのものを請求することができる以上、本件観音像を公衆の観覧に供することの 停止請求を認める必要性はなく、...「適切な措置」に当たらないと解される。

ウ 公衆の観覧に供することの停止請求(116条1項、112条)

著作権法112条1項は、著作者人格権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができることを定めたものであるところ、…すげ替え後の本件観音像を公衆の観覧に供していることは、上記改変後の行為であって、Eの著作者人格権(同一性保持権)の侵害となるべき行為に当たるものとは認められない

(3) 争点 (謝罪広告の可否)について(判決文64頁以下)

…被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替えの事実は、本件口頭弁論終結時の時点では、本件訴訟の関係者及びその協力者、光源寺の檀家及び信者の一部等の限られた範囲の者にしか知られていないものとうかがわれること、 被告らが本件原観音像の仏頭部をすげ替えるに至った経緯に照らすならば、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為によって、Eが社会から受ける客観的な評価の低下を来たし、その社会的名誉又は声望が毀損されたものとまで認めることはできない。

 [「]A、B<u>その他の</u>かっこいい人」という場合、A、Bは"かっこいい人"の例示。
一方、「A、B<u>その他</u>かっこいい人」という場合、A、Bは"かっこいい人"である必要はない。
著作権法115条は後者の類型となる。

4 検討

(1)著作権法14条は、著作物の原作品に氏名等が通常の方法により表示されている者を著作者と推定する規定であるところ、これは、著作権の発生に際し登録等の行為が不要であることから、著作者の立証責任を軽減するために設けられたものである。同条に基づき著作者として推定されると、これを争う側が著作者であることを反証する必要があるが、その反証は困難な場合が多い。

本件は、多数の供述や写真等の証拠を提出することで反証に成功した事案であり、著作者の推定を覆す一事例として参考となる。著作者の推定が覆された事例として、本件の他に、知財高判平成18年2月27日(ジョン万次郎) 東京高判平成15年6月26日がある。

(2) これまで、著作権法 1 1 5 条に基づき、著作者の名誉若しくは声望を回復する措置として の謝罪広告の請求が数多く行われてきたが、パロディ事件(最判昭和 6 1 年 5 月 3 0 日)に おいて、名誉感情ではなく社会的名誉・声望が低下したことを要件とする旨判示して以来、 1 1 5 条に基づく請求が困難となっていた。

本件では、「訂正」措置の可否を判断するにあたり、「著作者の名誉若しくは声望を回復」 する措置とは異なり、社会的名誉・声望が低下したことを要件としないことを明らかにして いる点で意義があり、今後、同様の請求が増えることが期待される。

本判決では、「訂正」措置を認める要件として、訂正の必要性及び実現可能性を定めている。 かりに、被告らが仏頭部を廃棄していた場合には、訂正の実現可能性がなくなるため、「訂正」 措置が認められなくなってしまうものと思われる。

(弁護士 小林 英了)